

解説：除染土壌の再利用および最終処分をめぐる問題をどう見るか

原子力市民委員会 2019年5月13日

座長：大島堅一（龍谷大学）

核廃棄物部会委員：茅野恒秀（信州大学）

1. はじめに

放射性物質汚染対処特措法（以下、特措法）に基づく除染で生じた除染土（除染土壌、除去土壌）は、福島県内で最大 2200 万 m^3 規模、福島県外の汚染状況重点調査地域で 33 万 m^3 規模と推計されている。この除染土をめぐる、福島県内では「再生利用」が、福島県外では「埋立処分」が進められようとしている。

原子力市民委員会は『原発ゼロ社会への道 2017』¹で、除染土を含む事故由来廃棄物政策に関して、①特措法によって新たに設けられた基準は、社会的合意を十分に得ておらず、監視・管理体制も整っていないこと、②集中管理が必要な放射能汚染物質が生活環境の近傍に野放しになっていたり、各地へ拡散したりしている実態があることを指摘し、③管理体制を抜本的に再構築し、ロードマップを組み立てていくべきであると主張した。しかし、その後も残念ながら事態は悪化していると言わざるを得ない。

原子力市民委員会は、除染土の再生利用と安易な埋立処分が行われている現状を憂慮し、別紙の声明を発表した。参考にしていただきたい。

2. 出発点における対処の誤り

放射性物質は、原子炉等規制法に基づき核種に応じてクリアランス基準を定め（セシウムの場合は 100Bq/kg ）、それ以上であれば「放射性廃棄物」として扱われ、厳重に管理されてきた。しかし、東京電力福島第一原発事故の後、原子炉から放出された大量の放射性物質による汚染に対処するための特措法で、 8000Bq/kg 以下の廃棄物を特定一般廃棄物・特定産業廃棄物として通常のごみと同様に処理できるとする基準が設けられ、クリアランス基準との二重基準（ダブルスタンダード）が生じている。

除染土をめぐる現下の状況において、この二重基準と同等か、それ以上に問題を複雑かつ深刻にしているのは、同じ原発事故によってもたらされた汚染への対処が、福島県内と福島県外とで、法的・制度的に分けられてしまっていることだ。この意見聴取会が対象としている 2 つの問題、すなわち①除染土の再利用が、福島県内において、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の規定に基づいて設置された「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会」を検討の場として計画されていることと、②除染土の最終処分が、

¹ http://www.ccnejapan.com/?page_id=8000

福島県外において、放射性物質汚染対処特措法を根拠として「除去土壌の処分に関する検討チーム会合」を検討の場として計画されているという、奇妙な事業の分立も、福島県内／福島県外を境とした線引きによって生じている。言うまでもなく、この線を引いたのは「政治」である。

除染土を再利用しようとする動機は、福島県内で発生した放射性廃棄物や除染土について、中間貯蔵施設での貯蔵開始から 30 年後までに県外での最終処分を行うことになっているため、中間貯蔵施設に搬入する総量を減らす必要があるという枠組み条件から生まれている。しかし、現実には福島県外処分の目処を立てるための作業は進捗していない。一方で、原発事故によって甚大な被害を被った福島県にこれ以上の負担をさせられないという論理によって、福島県外の各県において除染土を最終処分する必要性が正当化されている。このダブルスタンダードは、汚染に対処する各種の政策や事業の体系をきわめて分かりにくくし、結果として市民がその妥当性を十分に理解・吟味できないまま、事態がなし崩し的に進んでいる要因となっている。それだけでなく、地域ごとに置かれた状況が錯綜し、市民同士の相互理解を阻害するどころか、分断を引き起こしていると言ってよい。

このような状況を打開するためには、福島県内／県外を分断している政策選択の枠組み条件を取り払い、除染土の最終処分政策を再構築する必要がある。むろん廃棄物も同様である。

3. 枠組み条件の誤りがもたらす環境省の恣意的な解釈の問題

現在、計画されている除染土の再生利用と埋立処分をめぐる環境省の方針がもつ問題点は、前項で指摘したような、誤った政策選択の枠組み条件に立脚するがゆえに生じる恣意的な解釈を原因とするものが少なくない。その代表例をいくつか示そう。

①土壌は「資源」であり、再生利用に供すべきとする考え方²

有害物質に汚染されていなければ、土壌は貴重な資源であることに間違いはない。しかし、除染は市民の被ばくを低減するという目的のために実施されたはずであり、除染土を再生利用するとすれば、巨費を投じた除染事業の目的そのものが失われてしまう。

②中間貯蔵除去土壌等の「減容」をめぐる

これについては、第 1 回「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会」における環境省担当者の発言をそのまま引用しよう。

² 環境省「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方」（2016 年 6 月 30 日）

「減容といいますと、文字そのものからは容積を減らすということになるわけであり
ますけれども、除去土壌等の場合には、容積そのものが、土の容量そのものが減る
ということでもございまして、さまざまな減容技術を用いて放射能濃度の低いも
のと高いものに分ける。そのうち低いものを再生資源とすることで最終処分すべき
量を減らす。これをこの検討会あるいはこの資料における減容という言葉の使い方
とさせていただければと思います。」³

③「管理を伴う」ことの意味

環境省は第1回「除去土壌の処分に関する検討チーム会合」において、処分に係る用語
の定義について以下の表を示している。

表 1 処分に係る用語の定義について⁴

放射性物質汚染 対処特措法	収集運搬	保管	処分	
			管理を伴う処分 (埋立等)	管理を伴わない処分 (処分場の廃止)
「当面の考え方」※	管理期間中（処理、輸送、保管）		管理期間終了後（処分、再利用）	

※「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全
確保の当面の考え方について」（平成23年6月3日、原子力安全委員会）。

しかし、環境省が依拠した「当面の考え方」を読めば、処分については

「廃棄物の形状、発生量、放射性物質の種類及び放射能濃度といった基礎的な情報を
十分に把握した上で、放射能のレベル等に応じた適切な処分方法を選択し、放射性
物質の種類や濃度等に応じた必要な管理の方法や期間を設定するとともに、処分施
設の長期的な安全性について評価する必要がある。」

との記載があり、「当面の考え方」における処分は、管理を伴わない処分とは解釈できない
はずである。「当面の考え方」は続けて、第二種廃棄物埋設の事業として示された処分方法
としてトレンチ、ピット、余裕深度処分などの方法を示し、対象となる廃棄物の安全評価
の考え方を示している。なぜ、表1において「管理を伴う処分（埋立等）」を、「当面の
考え方」の「処理、輸送、保管」と同列に位置づけたのだろうか。その意味は不明である
が、従来、低レベル放射性廃棄物がトレンチ処分やピット処分といった方法で埋め立てら

³ 中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会（第1回、2015年7月21
日）議事録

⁴ 環境省除染チーム「除去土壌の埋立の処分方法における安全確保について」（除去土壌
の処分に関する検討チーム会合、資料3、2017年9月4日）

れてきたことに対して、現在計画されている埋立処分は、各所に、きわめて簡素な形で実施されることを指摘しておきたい。これもダブルスタンダードの一つであろう。

さらに、除染土の再生利用をめぐるのは、第2回「除去土壌等の再生利用に係る放射線影響に関する安全性評価検討ワーキンググループ」で示された以下の表が突きつけた問題は解消されていない。すなわち、仮に 5000Bq/kg の濃度をもつ除染土を再生利用すると、クリアランスレベルである 100Bq/kg に減衰するまでに 170 年かかるとする試算であり、この WG には盛り土など土木構造物の耐用年数が 70 年とのデータも示されたという⁵。

表 2 管理期間終了を約 100Bq/kg 相当とする場合の管理期間⁶

※希釈考慮なし

再生利用開始年の濃度(Bq/kg)

		500	600	1000	1200	3000	5000	8000	10000
再生利用	2016	62 年	70 年	92 年	100 年	140 年	162 年	182 年	192 年
開始年	2045	70 年	78 年	100 年	108 年	148 年	170 年	191 年	200 年

④事実上の推進を意味する「実証」事業

今般の実証事業においては、事業終了後に除染土の除去を想定しない工法が取られ、実証事業後は埋設されたままになる。これでは、実証事業とは名ばかりで、事実上、再利用や埋立処分の実施といってよい。

以上

原子力市民委員会声明（2019 年 5 月 13 日）

※別紙配布

環境省は除染土の再生利用と安易な処分をやめ、
国民の熟議と合意にもとづいた最終処分のあり方を提示せよ

⁵ 日野行介『除染と国家』集英社新書。

⁶ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構「除去土壌等の再生利用に係る追加被ばく線量について」（除去土壌等の再生利用に係る放射線影響に関する安全性評価検討ワーキンググループ、2016 年 1 月 27 日）資料 2-2